

技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書（案）（概要）

資料 1

ドローンをめぐる状況

- ドローンは小型無人機等飛行禁止法の制定当時（平成28年）から映像伝送距離、飛行速度、最大積載重量等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会的に広く普及
- ドローンを用いたテロ事案等が諸外国で発生しており、我が国でもドローンを悪用した重大事案の発生が懸念されるため、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等に対する危険の未然防止に万全を期する必要

検討の基本的な方向性

- 様々な用途で活用されるドローンが重要な社会インフラになっていることも勘案し、**国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点**から必要最小限の規制となるよう慎重に検討
- 小型無人機等飛行禁止法の制定から現在までの約10年間におけるドローンの性能向上を前提として現行制度の課題を抽出し、必要な対策について検討

対策の方向性

イエローゾーンの範囲の拡大

- ドローンの飛行速度を踏まえ、対処に必要な時間的猶予を確保する観点から「**おおむね千メートル**」に拡大すべき
- ドローンの利活用に配慮し、対象施設管理者の同意取得手続・都道府県公安委員会等への通報手続の円滑化を図るべき

イエローゾーンの上空飛行の直罰化

- ドローンによるイエローゾーンの上空からの対象施設に対する直接的な攻撃の可能性を踏まえ、抑止を図るために**直罰化**すべき
- 法定刑は、その危険性の程度を踏まえ、レッドゾーンの上空飛行と一定の差異を設けるべき

ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加

- G7サミット等の外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、その**円滑な準備・運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定**できるようにすべき
- 「良好な国際関係の維持」の観点から、「対象外国公館等」の指定権者である外務大臣において、外交上の重要性、開催計画の内容等を考慮し、指定する施設を判断すべき
- 恒例の地方行幸啓、沖縄全戦没者追悼式、広島/長崎の平和記/祈念式典等の行事会場等について、**国内要人の安全を確保するためには必要な期間を定めて、対象施設として指定**できるようにすべき
- テロ等の標的とされるリスクを踏まえ、国内要人の範囲を限定した上、警察庁において、運用上、屋外/数時間以上滞在する場所といった基準を設け、警備情勢を考慮し、指定する施設を判断すべき

警察と対象施設管理者等との連携

- 違法なドローン飛行への対処のために警察官が実施可能な措置に「**対象施設管理者等に必要な措置をとることを命ずること**」が含まれる旨を明確化すべき
- 迅速・的確・効果的な対処を行うための役割分担を整理すべき

新たな技術動向を踏まえた対処方策

- 諸外国の技術動向について、情報収集に努めるべき
- 対処方策は不斷の見直しが必要であり、軍事用も含めた最新のドローン技術が悪用される場合の対処に万全を期する観点から、別途検討を進めるべき